

議案第 117 号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者」の次に「（小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等を除く。）」を加え、同条第2号中「者」の次に「（母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等を除く。）」を加え、同条第3号アからウまで以外の部分及び第4号ア及びイ以外の部分中「者」の次に「（重度心身障害者等を除く。）」を加える。

第4条第1項中「、対象者が小児（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）である場合にあっては、保険医療機関等の医師が入院による治療が必要であると認めた疾病又は負傷に」を削る。

第5条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

医療福祉費支給制度（小児マル福）について対象範囲を拡大するため、この条例案を提出するものである。

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日（以下「妊娠の届出日」という。）の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの間にある者（<u>小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等を除く。</u>）をいう。</p> <p>(2) 小児 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（<u>母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等を除く。</u>）をいう。</p> <p>(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者（<u>重度心身障害者等を除く。</u>）をいう。</p> <p>ア ウ（略）</p> <p>(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者（<u>重度心身障害者等を除く。</u>）をいう。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(5)（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日（以下「妊娠の届出日」という。）の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの間にある者_____をいう。</p> <p>(2) 小児 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者_____をいう。</p> <p>(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者_____をいう。</p> <p>ア ウ（略）</p> <p>(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者_____をいう。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(5)（略）</p>
<p>第3条（略）</p> <p>（医療福祉費の支給）</p> <p>第4条 つくば市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所（以下この項及び次項において「保険医療機関等」という。）の医師が妊娠の継続又は安全な出産のため治療が必要であると認められた疾病又は負傷に_____</p>	<p>第3条（略）</p> <p>（医療福祉費の支給）</p> <p>第4条 つくば市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所（以下この項及び次項において「保険医療機関等」という。）の医師が妊娠の継続又は安全な出産のため治療が必要であると認められた疾病又は負傷に、<u>対象者が</u></p>

限る。以下同じ。)

について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 7 （略）

第4条の2 （略）

（医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限）

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) （略）

小児（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）である場合にあっては、保険医療機関等の医師が入院による治療が必要であると認めた疾病又は負傷に限る。以下同じ。）

について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 7 （略）

第4条の2 （略）

（医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限）

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) （略）

(2) 小児（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）にあっては、満15歳から満18歳までの年齢にそれぞれ達する日において、その者、その者の配偶者、その者の父

(2)・(3) (略)

2 6 (略)

第6条 (以下略)

若しくはその者の母の前年の所得(当該誕生日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が扶養親族等の有無及び数に応じて児童手当法施行令第1条に定める額以上である場合又はその者の配偶者、その者の父及びその者の母を除くその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(3)・(4) (略)

2 6 (略)

第6条 (以下略)